

申込のしおり（令和7年度募集）

宮古市墓園利用者の募集

墓園の概要

名称	宮古市墓園	
所在地	岩手県宮古市松山第7地割1番地3	
墓所面積	墓所1区画あたり 間口 1.45m×奥行 2.2m＝3.19 m ² （約1坪）	
施設の内容	総区画数 986区画 駐車場 65台 水汲み場 5カ所 管理棟（木造平屋建 59.10 m ² 、男女便所、多目的便所、休憩所） 合葬墓	
利用料金	墓地使用料	260,000 円
	管理手数料	年額 3,140 円

募集区画数 16 区画（令和7年9月9日現在）

墓碑設置条件付き

申込期間 令和7年9月16日（火）から10月15日（水）まで

土・日・祝日を除く。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで。

申込方法

専用の申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて宮古市役所総合窓口課に提出してください。

申込資格

5頁に記載している「申込資格」を必ずお読みください。

問い合わせ・申込先

宮古市役所 市民生活部 総合窓口課 墓園管理係 ☎0193-62-2111（内線 1926）

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号（市役所本庁舎1階）

FAX 0193-63-9110

E-mail madoguchi@city.miyako.iwate.jp

ホームページアドレス <http://www.city.miyako.iwate.jp>

もくじ

申込から利用開始まで	3
申込方法	4
申し込みに伴う注意事項	5
申込資格	5
墓所区画抽選会	6
宮古市墓園及び募集区画の位置	
宮古市墓園位置図	6
募集区画位置図	7
使用予定者に当選された方へ	
利用許可申請	8
利用許可証の交付	8
使用料及び管理手数料の納入	8
宮古市墓園使用上の注意事項(利用者の責務等)	
利用の条件	9
注意事項	9
墓所の管理	10
祭祀の主宰	10
墓所利用申込書記入例	11
代理抽選委任状記入例	12

(添付)

- 別紙1 墓所利用申込書
- 別紙2 代理抽選委任状

申込から利用開始まで

① 申込書の配布	令和7年 9月16日(火) ～ 10月15日(水)	申込書は、市総合窓口課、各総合事務所、各出張所で配布します。また、市ホームページからのダウンロード、郵便による請求（180円切手を貼った返信用封筒を同封し市総合窓口課まで請求）も可能です。
----------	------------------------------------	--



② 申込書の提出	令和7年 9月16日(火) ～ 10月15日(水)	申込資格を確認のうえ、専用の申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて市役所総合窓口課に提出してください。 ※ 郵送の場合は、10月15日（水）午後5時15分 必着 ※ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで ※ 土・日・祝日を除く
----------	------------------------------------	--



③ 墓所区画 抽選会	令和7年 11月1日(土)	墓所の利用者及び区画を抽選により決定します。（お墓がない方を優先に抽選します。） ・場所 イーストピアみやこ 市民交流センター1階 会議室1・2 ・時間 ① お墓がなく、埋蔵されたことのない遺骨と埋火葬許可証をお持ちの方 午後1時受付開始、午後1時30分抽選開始 ② ①以外で遺骨を有し、やむを得ない事情がある方 午後2時受付開始、午後2時30分抽選開始 ※①の方で募集区画数に達した場合抽選会は中止します。
---------------	------------------	--



④ 墓所利用許可 申請書の提出	右欄をご確認ください。	抽選の結果、利用予定者に当選した方は、宮古市墓所利用許可申請書の提出が必要です。 ① お墓がなく、埋蔵されたことのない遺骨と埋火葬許可証をお持ちの方 抽選会後に申請書を提出していただきます。代理の方等で当日提出ができない場合は令和7年11月10日までに提出とします。 ② ①以外で遺骨を有し、やむを得ない事情がある方 他の墓所からの遺骨の移動に必要な改葬許可申請を行う時にあわせて墓所利用許可申請書を提出していただきます。
--------------------	-------------	---



⑤ 利用許可書 交付	令和7年 11月10日 (月) 以降発送	<u>墓所利用許可申請書を提出していただき、内容を確認をした後</u> 、宮古市墓所利用許可証を交付します（郵送）。
---------------	-------------------------------	--



⑥ 納入通知書の発行	令和7年 11月10日 (月) 以降発送	① お墓がなく、埋蔵されたことのない遺骨と埋火葬許可証をお持ちの方 11月10日以降発行し、郵送いたします。 ② ①以外で遺骨を有し、やむを得ない事情がある方 墓所利用許可申請後、随時発行し郵送いたします。
------------	-------------------------------	--



⑦ 使用料・管理手数料の納入	〔納付期限〕 右欄をご確認ください。	① お墓がなく、埋蔵されたことのない遺骨と埋火葬許可証をお持ちの方 令和7年12月31日(水) ② ①以外で遺骨を有し、やむを得ない事情がある方 納入通知書の発行時に別途納付期限を設定します。 ※ 使用料及び管理手数料を納付期限までに納入してください。 ※ 納付が確認できなければ、許可が取り消される場合がありますのでご注意ください。
----------------	-----------------------	--



⑧ 利用開始	令和7年 12月1日(月) 以降	① お墓がなく、埋蔵されたことのない遺骨と埋火葬許可証をお持ちの方 令和7年12月1日(月) ② ①以外で遺骨を有し、やむを得ない事情がある方 墓所利用許可申請後、随時 ※ 管理手数料が発生します。 ※ 利用許可日以降、墓地使用料と管理手数料を納付した後に 墓碑設置が可能となります。(墓碑設置許可申請が必要)
--------	------------------------	---

申込方法

- 1 5頁の申込者の資格を必ず確認してください。
- 2 「宮古市墓園墓所利用申込書」に必要事項を記入してください(鉛筆・消せるボールペンは不可)。
- 3 申込書に必要書類を添えて市役所総合窓口課に提出してください(郵送の場合は、令和7年10月15日(水)午後5時15分必着)。
- 4 申込書の受付期間は、令和7年9月16日(火)から令和7年10月15日(水)までです(ただし、土・日・祝日を除く)。※先着順ではありません。
- 5 受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。

申し込みに伴う注意事項

申し込みは、資格のある方1人につき墓所1区画限りです。現在、宮古市墓園墓所を利用している方は申し込みできません。次の場合は、不適正な申し込みとして、すべての申し込みを無効とします。

(1) 二重申し込み

- ① 同一人が、複数の遺骨で複数申し込んだ場合
(例1) 子供が、父親の遺骨と母親の遺骨で申し込んだ場合等
- ② 複数の方が、同一遺骨で申し込んだ場合
(例2) 兄・弟が、父親の遺骨でそれぞれ申し込んだ場合等
- ③ 両親の遺骨を父の遺骨、母の遺骨と分けて複数の方(夫婦や兄弟等)が申し込んだ場合
(例3) 夫が父の遺骨で申し込み、妻が義母の遺骨で申し込んだ場合等

(2) その他これらに類する(抽選を有利にするため)と認められる場合

申込資格

【申込者の資格】下記の全てに該当すること

要件	申込資格(条件)	証明書類(原本に限る)
(1) 居住要件等	申込者本人が、市内に住所又は本籍を有していること。	★住民票(市外の方) ※令和7年9月16日以降に発行された本籍記載の住民票
(2) 市税等の納付状況	申込者本人が市税等を完納していること。 (納付期限を経過していないものを除く。)	★令和7年度納税証明書(市外の方) ※令和7年9月16日以降発行のもの ※市税の賦課がない方は、非課税証明書または扶養証明書。 ※市内の方は、担当課で市税納付状況を確認しますので同意をお願いします。
(3) 祭祀の主宰者であること	その死亡者(申込遺骨)の親族の合意のもとに、葬儀の喪主あるいは法事の施主をつとめたなど、現在その遺骨を守っており、将来にわたって遺骨及び墓所を守り、管理していく立場にあること。	—
(4) 墓碑設置条件	令和10年12月31日までに墓碑を設置すること。	—
(5) お墓がない方など (遺骨の状態)	①「まだ一度も埋蔵(葬)・収蔵したことがない遺骨」および「埋火葬許可証」をお持ちの方 〔例〕 ・自宅に置いてある(改葬遺骨を除く)方 ・寺院等に仮安置している方 ※申込遺骨の祭祀の主宰者であること ② ①以外で遺骨を有し、やむを得ない事情がある方	※①の方は申込書に申込遺骨を記入してください。 ※②の方は墓所を移す際に改葬手続が必要となりますので、申し込み前に現在の墓地の管理者(寺院等)に今回の墓園利用者募集に応募することをお話ししてください。
(注意) ・令和10年12月31日までに墓碑を設置し、申込遺骨を埋蔵しない場合は、使用許可が取り消されます。		

墓所区画抽選会

墓所の利用者及び区画を抽選により決定します。申込者本人もしくは代理人が出席してください。
なお、抽選会にどなたも出席しない場合は棄権とみなします。

1 抽選日時

令和7年11月1日(土)

(1)「まだ一度も埋蔵(葬)・収蔵したことがない遺骨」および「埋火葬許可証」をお持ちの方 午後1時30分 抽選開始(受付:午後1時から)

(2)(1)以外で遺骨を有し、やむを得ない事情がある方

午後2時30分 抽選開始(受付:午後2時から)

※(1)の抽選で区画がすべて決定した場合中止となる場合があります。

※混雑が予想されますので、お早めに受付を済ませるようお願いします。

2 抽選場所

イーストピアみやこ 市民交流センター1階 会議室1・2(宮古市宮町一丁目1番30号)

※駐車場には限りがありますので、できる限り公共交通機関のご利用をお願いします。

3 抽選方法

○抽選会の受付順に予備抽選(本抽選を引く順番を決める抽選)を行い、1番の方から順番に本抽選を行います。

○本抽選により、1番の方から順番に希望した区画に決定します。

4 持参する物

申込受付票、申込のしおり、筆記用具(当選された場合、利用許可申請時に使用します。)

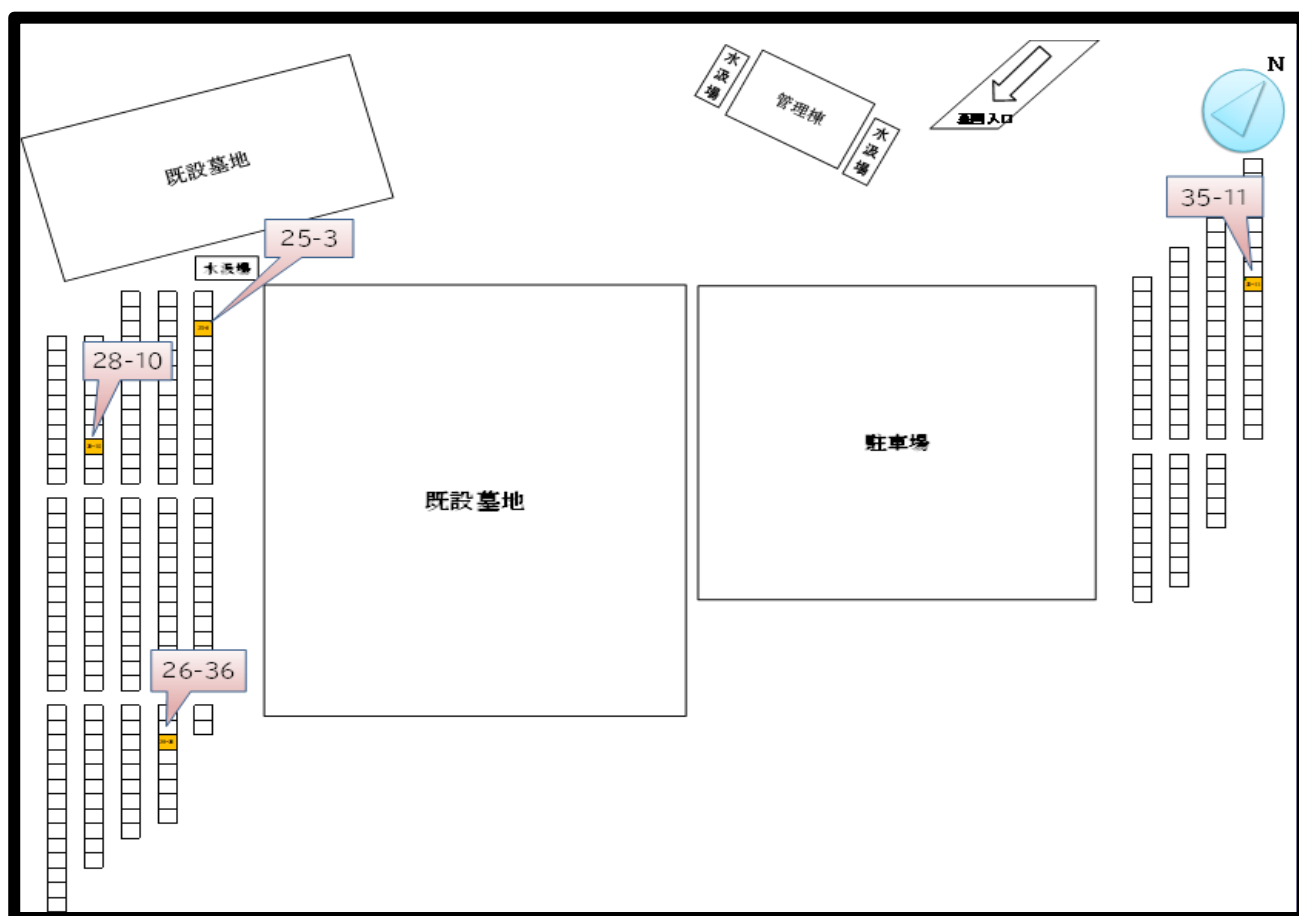
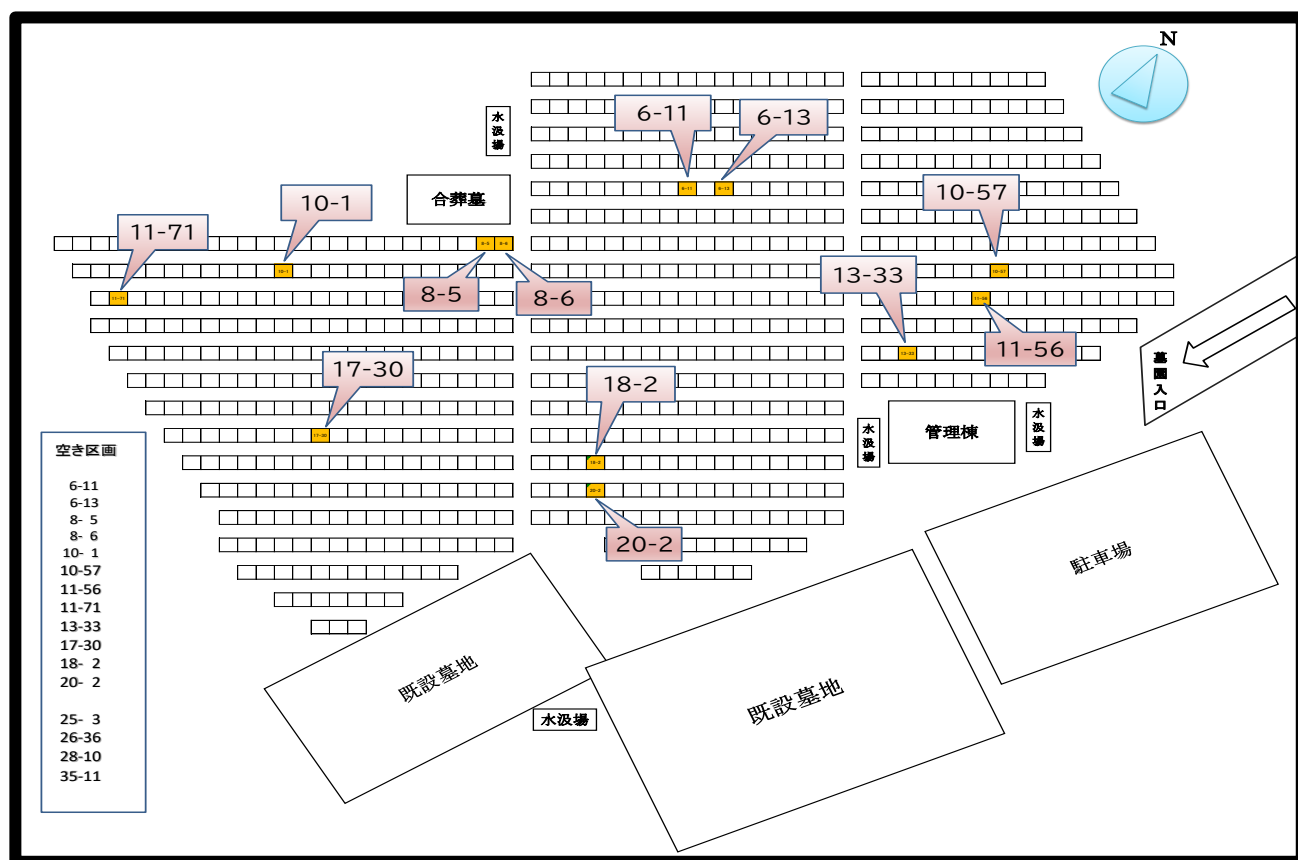
※利用許可申請書に申請者の本籍を記載する欄がありますのであらかじめ確認をお願いします。

宮古市墓園及び募集区画の位置

■宮古市墓園位置図



■募集区画位置図（15区画）



使用予定者に当選された方へ

■利用許可申請

- ① お墓がなく、埋蔵されたことのない遺骨と埋火葬許可証をお持ちの方
抽選会で当選された方は、引き続き墓所利用許可申請の手続きを行っていただきます。
「宮古市墓所利用許可申請書」に必要事項を記入し、申請書を提出してください。
※申請書は、抽選会終了後にお渡しします。
※当日、代理人抽選等により、提出できない場合は、令和7年11月10日(月)までに提出してください。なお、期限までに申請書を提出しない場合は、失格となりますのでご注意ください。
- ② ①以外で遺骨を有し、やむを得ない事情がある方
墓地を移すために必要な改葬許可申請書と一緒に墓所利用許可申請書を提出していただきます。
※改葬許可申請書より先に墓所利用許可申請書を提出することはできません。

■利用許可証の交付

- ① お墓がなく、埋蔵されたことのない遺骨と埋火葬許可証をお持ちの方
墓所利用許可申請書を提出していただいた後、「宮古市墓所利用許可証」を交付します。許可証は令和7年11月10日(月)以降に順次利用者の住所へ郵送します。
 - ② ①以外で遺骨を有し、やむを得ない事情がある方
墓所利用許可申請後に随時「宮古市墓所利用許可証」を交付します。許可証は利用者の住所へ郵送します。
- ※①・②とも令和10年12月31日までに許可を受けた墓所に墓碑を設置せず、また申込遺骨を納骨しない場合は利用許可が取り消されますのでご注意ください。

■使用料及び管理手数料の納入

墓所利用許可申請を行った方には、使用料(26万円)及び令和7年度分の管理手数料(年額3,140円)を納入していただきます。

※令和7年度の管理手数料は、使用許可日の月の分からの月割りで計算した額となります。

- ① お墓がなく、埋蔵されたことのない遺骨と埋火葬許可証をお持ちの方
納入通知書は、令和7年11月10日(月)以降に順次発送します。
納入期限の令和7年12月31日(水)までに、納入通知書に記載された金額を金融機関やコンビニエンスストア、市役所2階税務課でお支払ください。
- ② ①以外で遺骨を有し、やむを得ない事情がある方
納入通知書は墓所利用許可申請書提出後、随時発送します。納入期限は別途設定いたします。
設定された納入期限内に、納入通知書に記載された金額を金融機関やコンビニエンスストア、市役所2階税務課・各総合事務所で支払ください。

※ 納入期限までに納入されない場合、許可が取り消される場合があります。

宮古市墓園使用上の注意事項（利用者の責務等）

■利用の条件

1 墓碑等の設置基準

- ① 墓碑の設置は、1 区画につき1 基とすること。
- ② 墓碑等の高さは、隣接する区画との境界ブロック（以下「境界ブロック」という。）の上面から 1.8 メートル以内とすること。
- ③ 盛土の高さは、境界ブロックの上面から 50 センチメートル以内とすること。
- ④ 囲障の高さは、境界ブロックの上面から 1 メートル以内とすること。
- ⑤ 上屋等は、設けないこと。
- ⑥ 樹木は、植えないこと。

2 墓園内で禁止される行為

- ① 施設又は設備を汚損し、又は亡失すること。
- ② 許可のないはり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- ③ 指定された場所以外の場所へ車を乗り入れ、又は止め置くこと。
- ④ 行商その他これに類する行為をすること。
- ⑤ そのほか、墓園の管理に支障があると認める行為をすること。

3 その他、次の事項を遵守してください。

- ① 供物、ゴミは持ち帰ってください。
- ② 線香、ローソク等を使用した際は、必ず火を消してからお帰りください。
- ③ 墓園の通路で、迎え火、送り火、松あかし等を行わないでください。
（松あかし等をする際は、自分の墓所内で行ってください。）
- ④ 各墓所内の維持管理は、各利用者の責任において行ってください。

4 上記のほか、宮古市墓地条例、同施行規則を遵守すること。

■注意事項

- 1 利用墓所を他の者に転貸したり、譲渡することはできません。
- 2 利用者の死亡等により、墓所利用権を承継する場合は、遅滞なく市長に届け出てください。なお、承継者は、相続人又は親族若しくは縁故者で、祖先の祭祀の主宰者でなければなりません。
- 3 墓所を利用しなくなったときは、ただちに市長に届け出るとともに、墓所を原状に回復しなければなりません（費用は利用者の負担となります）。
- 4 市長は、次に該当するときは、利用許可の取消し等の処分を行うことができます。
 - （1）条例等の規定・命令に違反しているとき。
 - （2）偽りその他不正な手段により許可・承認を受けたとき。
 - （3）許可に付した条件に違反しているとき。
 - （4）墓所を墳墓以外の用途に利用したとき。
 - （5）使用料を納めなかったとき、又は管理手数料を3 年度分滞納したとき。
 - （6）利用者が死亡し、祭祀を主宰する者がいないとき。
 - （7）利用者の住所が不明となって 10 年を経過したとき。

■墓所の管理

管理手数料は、墓園の園路、管理棟、駐車場、緑地を含めた共用部分の維持管理費の一部として、1年分を年1回納めていただきます。

このように墓園の共用部分は管理手数料で市が維持管理しますが、墓所（区画内）の維持管理は、利用者が行ってください。特に清掃や除草に心掛けてください。

なお、墓所内の維持管理のため、玉砂利等を敷く場合は届け出の必要はありません。

■^{さいし}祭祀^{しゅさい}の主宰

「祭祀の主宰者」とは、「その死亡者（申込遺骨）の親族の合意のもとに、葬儀の喪主あるいは法事の施主をつとめたなど、現在その遺骨を守っており、将来にわたって遺骨及び墓所を守り、管理していく立場にある者」をいいます。

宮古市墓園墓所利用申込書

宮古市長 あて

令和7年9月16日

申込者	ふりがな	みやこ たろう
	氏名	宮古 太郎
	住所	(〒 027 - 8501) 宮古市宮町一丁目1番30号
連絡先(電話番号)		自宅 0193 - 62 - 2111 携帯電話 090 - xxxx - xxxx

宮古市墓園墓所の利用を申し込みます。

※ 該当する事項にチェック☑をして、添付書類を添えて提出してください。

区 分	添付書類
☒ 市内に住んでいる	☒ 納税状況確認の同意 この墓所利用申込にあたり、納税担当課で保有する市税の納付状況に係る情報について、この墓所利用申し込みの担当課の職員が確認することに同意します。 氏名 <u>宮古 太郎</u> (署名してください)
☐ 市外に住んでいるが 本籍が宮古市にある	(現在住んでいる市区町村の窓口で交付を受けてください) ☐ 住民票 (令和7年9月16日以降に発行された本籍記載の住民票) ☐ 令和7年度納税証明書 (令和7年9月16日以降に発行されたもの) ※市税の賦課がない方は、非課税証明書又は扶養証明書

11月1日(土) 墓所区画抽選会への出席予定者確認

- ☐ 本人が出席します
- ☒ 代理人が出席します (※別紙2「代理抽選委任状」を添付してください)

ご遺骨の確認(該当するほうに○をつけてください。)

- (1) お墓がなく、一度も埋蔵されたことのない遺骨及び埋葬許可証を持っている。
(下の申込遺骨記入欄を記入してください)
- (2) (1)以外で遺骨を有し、やむを得ない事情がある方
※墓地を移す手続には墓地管理者(寺院等)からの署名、押印等が必要となります。事前にお伝えするなど、手続きが円滑に進むようにしてください。

申込遺骨記入欄

※必ず記入してください

ふりがな	みやこ いちろう	申込者との続柄	保管場所
死亡者の氏名	宮古 一郎	父	※該当場所を○で囲んでください 自宅 寺院 ・ その他

※管理事項(職員が使用する欄です)

□市内		□市外		□代理人出席			遺骨	資格有 →	墓碑設置 納骨期限 説明	抽選会 必要書類 説明	受付 台帳 記入	受付票 收受印・受 付番号記入
納税確認 同意記載	住民票 添付	本籍 記載	税証明 添付	□委任状 有り	記名 押印	□委任状 当日持参	申請書 記載					

(別紙2)

※記入例

代理抽選委任状

令和7年9月16日

宮古市長 あて

(委任者)

申し込む方

住 所 宮古市宮町一丁目1番30号

氏 名 宮古 太郎

連絡先(電話番号) (0193) 62 - 2111



私は、下記の者を代理人と定め、令和7年11月1日に行われる宮古市墓園の墓所区画抽選会について、抽選及び墓所区画の選定に関する一切の権限を委任します。

(受任者)

代わりに抽選会に来る方

住 所 宮古市宮町一丁目1番30号

氏 名 宮古 二郎

連絡先(電話番号) (0193) 62 - 2111



(注意事項)

- ① 委任状は、申し込みの際に、申込書に添付して提出してください。
- ② 申込時に提出できない場合は、抽選会当日の受付時に提出してください。

- x E -